福岡地方裁判所委員会(第34回)議事概要

1 開催日時

平成25年7月2日(火)午後2時00分から午後3時30分まで

2 場所

福岡地方裁判所評議室

3 出席者

(委員)

川口宰護委員長, 瓦林達比古副委員長, 青峰万里子委員, 石堂高大委員, 佐藤洋 志委員, 澤田知子委員, 高比良拓児委員, 野田部哲也委員, 林優委員, 村山由香里 委員, 山之内紀行委員, 結城剛行委員, 吉本圭一委員(委員は五十音順)

(福岡地方裁判所)

野島秀夫裁判官,町田政弘事務局長,橋邊隆司民事首席書記官,松岡俊二刑事首席書記官

(庶務:福岡地方裁判所事務局総務課)

古賀元成総務課長,早尻洋子総務課課長補佐

事前準備として,各委員に対し,6月に福岡本庁の裁判員裁判の傍聴を案内し, 各委員は裁判員裁判の傍聴を行ってもらった上で出席してもらった。

- 4 議事(:委員長, :副委員長, :学識経験者委員, :法曹委員, :裁判所)
 - (1) 「裁判員裁判について」

(野島秀夫裁判官説明)

福岡地方裁判所第一刑事部の野島です。

それでは,私の方から,裁判員裁判についてご説明します。本日は, 市民参加の実情, 裁判員裁判の在り方, 現状と課題の3つの観点からご説明します。

1つ目の柱は,市民参加の実情です。裁判員制度導入に当たっては,国民に過重な負担にならないような配慮が必要であるとされていますが,特に,裁判員の

選任では,国民の個別の事情に応じて,選任の対象から外れることができるシステムを採り,国民の負担にならないような配慮をしています。

裁判員裁判を実施した全国60庁(本庁50庁と10の支部)のうち,福岡では,福岡地裁本庁(福岡,筑後及び筑豊地区の事件)と小倉支部(北九州及び京築地区)で裁判員裁判を実施しています。福岡地裁本庁の裁判員裁判の事件数は,全国7番目の数字です。

福岡地裁本庁では、当該裁判員裁判事件を審理するに当たり、どのくらいの市民にご負担をおかけしたのかという点についてですが、平成21年5月21日施行から本年(平成25年)4月末までに合計約5万4400人の方が裁判員候補者名簿に登載されました。同名簿には、年間約300人に一人の割合で登載され、年間約300人に一人強くらいの確率で裁判員又は補充裁判員を努めていただいたことになります。

では,裁判員の選任までの仕組み,事情があって辞退したいという方が,どの 時点で辞退できるのかという点について,具体的にご説明します。

毎年,有権者名簿から抽選で裁判員候補者名簿(以下「名簿」という。)を作成します。名簿が完成すると,その名簿に登載された候補者あてに通知をし,同時に調査票を送ります。ここで,裁判所に返送された調査票に,学生である,70歳以上である,重い病気であるといった事情が記載されている方については,それ以降呼出しの通知をしません。第1段階で,おいでいただかない方々です。

次に,実際に事件が起きて,審理を行うことになると,第1段階で通知をしないと決めた方を除いて,名簿の中から抽選して,実際に呼出しを行う候補者を選定し,呼出しを行い,同時に質問票を送ります。最近は,約60名から70名に送付しています。

ここで,裁判所に返送された質問票に参加が難しい事情があると記載されている方について,その事情がもっともだと判断された方は,この段階で呼出しを取り消します。参加が難しいという理由は様々ですが,市民の生活の実情に即して

柔軟に対応しています。これが,第2段階でおいでいただかない方々です。

次の段階で,これまで呼出しの取消しがなかった残りの方々には,裁判所に来 庁していただいて選任手続に臨んでいただきます。この場面でも,質問票を返送 して以降,裁判所に来庁するまでの間に事情が変わる方がいますので,辞退でき る事情があると判断される方は,選任の対象から外しています。

つまり,3つの段階で,個別の事情に応じて,選任の対象から外れることができるシステムを採り,国民の負担にならないような配慮をしています。福岡地裁本庁で辞退が認められた方は,候補者数全体の約6割です。また,辞退が認められた方のうち,9割以上の方が,選任手続に来庁しなくても辞退が認められています。

このように,裁判員の選任は,市民生活への影響に配慮した柔軟な取扱いを行っております。

2つ目の柱は,裁判員裁判の在り方について,法曹,裁判所は,どのような裁判を目指しているのか,どのようなものを理念型としているのかという点を説明します。

理念型をお話する前に,かつての裁判はどのようなものであったかについてご説明し,その後,裁判員制度導入に当たって具体的にどのような点の変革を目指したのかについてご説明します。

まず、裁判員制度導入前の日本の刑事裁判は、一言でいうと、傍聴席からは、何が行われているのか理解しにくい審理が行われていました。第1に、精密すぎる司法でした。犯罪事実だけでなく、犯行に至る経緯等事件のあらましを逐一詳細に説明し、そのすべてについて網羅的に反論する裁判でした。第2に、審理は書面、調書に頼っていました。捜査の結果確認された情報を幅広く取り込むため、詳細な調書を利用していました。調書は要点だけを説明して、すべてを法廷で読み上げることはせず、後に裁判官が法廷外で読み込むことが当然の前提とされていました。第3に、五月雨審理を行っていました。証人尋問を何人かまとめて一

気に行うことは少なく,被告人質問も,別の期日に設定されていました。さらに, 検察官,弁護人,裁判官の法律家のみが理解できる言葉である「心神耗弱」, 「違法性阻却」,「任意性立証」,「甲号証」,「乙号証」等々の言葉が飛び交っていました。

そんな中、平成13年に、国民の期待に応える司法制度の構築のための司法制度改革審議会の意見書が出されました。司法に対する国民の理解の増進や信頼の向上と国民の健全な社会常識を直截に反映させるため、刑事分野では、公正、透明な手続、公正な法的ルール原理に基づいた判断が行われるような司法を目指し、刑事司法全体の制度設計として、市民が参加する裁判の導入を図るべきで、刑事裁判の在り方を変える必要があるとされました。そのような観点から、目指すべきは、一般市民が法廷で見て聞いて分かる裁判、理解できる裁判であり、口頭の説明中心の審理と核心を際だたせる審理を目標にしました。

このような裁判を実現させるためには、口頭の説明中心、核心を際立たせる審理を目指すべきです。法律のプロであれば、本当に法律の意味することを理解し、事案を判断する際のポイント、核心となる部分がどこかについて、法廷内で端的で分かりやすい説明ができるはずです。今まで法律家同士で、暗黙の内に理解されていると思われていたことに光を当てて、何が問題なのかを分かりやすく言語化することが必要となりました。

3つ目の柱である現状と課題についてご説明します。最高裁から3年を経過した後に裁判員裁判実施状況の検証報告書が出されましたが,それには,書面,調書は補助的な手段であるにもかかわらず,依存する傾向にある,ポイントが何なのか分かりづらく,冗長で何をどのように審理するのか明快さに欠けた主張立証が未だなされているという指摘があります。

また,争いのない事件では,平成21年で73%の方が分かりやすいと評価していたのに,平成24年で65%に低下(争いがある事件では,平成21年で58%の方が分かりやすいと評価していたのに,平成24年で50%に低下。)し

ており,裁判が分かりやすいという評価が年々低下しています。

例えば,裁判員に対するアンケートで多い意見は,検察官,弁護人の説明の声が小さくて聞こえなかったという指摘です。言葉の不明瞭,耳障りな口癖は直さなければならず,当事者双方がはっきりとした言葉となるような努力が必要です。

また、口頭の説明ですから、読み返しはせず、法廷で伝えきることを徹底しなければなりません。書面を使うと、どうしても後で読み返してもらえるのではないかと考えてしまいがちですが、裁判員裁判では、書面はあくまで、その場での理解を助ける補助手段と位置づけられ、読み返すことは予定しないので、法廷で伝えきるという姿勢が必要不可欠です。立証をプレゼンテーションと捉えて、もっとも効果的に伝えきるにはどうすべきかを考え抜くことが求められています。

次に多い意見は、意図が不明で何を言っているか分からないという指摘です。 市民が判断するため、法律家同士なら暗黙の前提とできたことができなくなりました。市民目線の分かりやすい説明が必要です。検察官や弁護人の中には、裁判官が後に、分かりやすく説明してくれるのではと期待する方もいるかもしれませんが、裁判官が一方当事者の説明を解説することは、公平性、中立性を害することにもなりかねませんので、そのような解説は期待されません。非法律家にも理解できる説明をする努力をしなければなりません。

本日の説明をまとめますと,市民参加の実情(裁判員選任の実情)については 市民生活への影響に配慮した運用を目指すこと,裁判員裁判の在り方については 非法律家が法廷で見て聞いて分かる裁判を目指すこと,現状と課題については, 変化に対応し法律家として技術を向上させる必要があると考えます。

(質疑応答・意見交換)

それでは、まず、先ほどの説明に対する質問をうかがいます。次に6月に傍聴した方からご意見やご感想をうかがい、最後に裁判員裁判がどうあるべきかについてご意見をうかがいます。まず、先ほどの説明について、ご質問はございますか。

調査票を送付して、全く返事がない方は、どのくらいいますか。

名簿登載後の調査は、最高裁が一括して行っているので、実情は分かりにくいですが、選定されて期日の呼出しがされた際に同封する質問票の段階では、約9割は返答があります。期日への出頭率は、当該期日呼出後では約80%です。

有権者名簿から裁判員候補者の選出をどのような方法で行っているのですか。

裁判所が各市町村の選挙管理委員会あてに名簿作成用ソフトを送付し、選挙管理委員会で、そのソフトを使って、コンピューターによる無作為の抽選により裁判員候補者予定者名簿を作ってもらい、裁判所に送ってもらっています。1年間に必要な候補者人数を裁判所が計算し、各市町村の人口比で各何名を出してくださいと割り当ての通知をしています。原則として、各市町村から最低1名は出してもらうこととした上で、人口比で各市町村に割り当てています。

各市町村から裁判所へ裁判員候補者予定者名簿が送付された後に,欠格事由 (前科がある等)がある方は,裁判所でチェックし,候補者名簿から除外した上 で,裁判員候補者名簿を作成しています。

先ほど,裁判員から,説明が聞こえないとか何を言っているか分からないというアンケートの回答があったということですが,実際に評議している時に,裁判官として,裁判員が事案や考え方を理解していないと感じることはありますか。

良い審理ができている場合は裁判員が法廷で良く理解しているため、評議の際に裁判員の意見が活発に出ますが、そうでない場合は、評議の際に裁判員が下を向いて何を話していいか分からないという様子です。その場合は、裁判長から水を向けて、この点はどうでしたかとか、こうじゃありませんでしたかというふうに話しかけ、裁判員が発言しやすいようにしています。

法廷の証言で,証人が早口で何を言っているのか分からないような場合,裁判官は,法廷でもう一度発言するようにその場その場で注意したりするのですか。

その都度,注意しています。良く聞こえなかったら再度聞き直したり,言葉が 専門用語で分かりにくかった時は,その都度,裁判員の目線に立って,発言や説 明を求めています。

実際の裁判の話になってきたので,6月の裁判員裁判を傍聴された際の感想や 気づいた点をうかがいたいと思います。

6月の裁判員裁判を傍聴しました。裁判員の方達は,法廷で発言する弁護人に対して,今の発言は分かりにくいから,もう一度発言してくださいと遠慮して言いにくいのではないかと思いました。

裁判員には,不明な点があれば発言してくださいと説明していますが,言っていいのかどうか迷っているような場合は,裁判官の方で裁判員の顔を見て分かっていただいているかどうか確認するようにしています。

私も6月の裁判員裁判の傍聴をしました。裁判員は,当日の午前に選任されて,何時間かの説明を受けた後にすぐ裁判なので,法廷で何を質問すべきか分からないのではないかと思いました。検察官は説明が上手でしたが,弁護人は説明が上手ではありませんでした。人間の心理上,大きい声を出した者の意見に従うので,このようなことが他にも多々あるのであれば,審理に影響してくるのではないかと思いました。その点について,検討というか対策をしているのでしょうか。

裁判所から公式又は非公式の形で弁護士会に対し,同じような改善要望がきています。国選弁護人になった者に差異があってはいけないので,弁護人の能力の差異を認め,国選弁護人は,2名のうち1名は自由に選び,1名は研修を受けた弁護士をつけるようにしています。弁護士会としても問題意識は持っており,今後も検討していきます。

私は,ずいぶん前に傍聴した経験があり,6月も傍聴しましたが,内容については,以前に比べ格段に分かりやすくなっており,工夫してこられたのだなと感じました。

裁判員には,法廷に入る前に,起訴状朗読から罪状認否,公判前整理手続の結果陳述までが,事件のあらましだと理解していただくよう,大きな流れを説明しています。そのうち,何がポイントで,検察官と弁護人がお互い言っていること

のどこが異なっているのかを踏まえていただいて、証拠の内容を見て、検察官及び弁護人がそれぞれどこを見ているのかをまとめた後に、当事者の意見を確認してくださいと言っています。

委員の皆さんが6月に傍聴した裁判員裁判事件は,争いはなく,刑を決めるということなので,何が刑を決める上でのプロセスなのかを法廷に入る前に裁判員に伝えています。

6月に傍聴した裁判員裁判事件での弁護人の分かりづらい発言は,冒頭陳述の時でした。配布ペーパーと発言した内容が異なり,分かりにくかったので,裁判長が再度説明を求めていました。

法廷内の左右の壁の上部にある大きなモニターは使用されていなかったため、 傍聴人には、証拠の内容が分かりにくかったです。裁判員及び裁判官の前にある モニターのみ使用しているようでしたが、通常、大きなモニターは使用しないの ですか。

大きなモニターでは,関係者のプライバシーに関わることが映されることがあるため,現在は,裁判員及び裁判官の前にあるモニターのみを使用しています。

私は6月の傍聴ができませんでした。先ほどの説明で裁判員裁判になったことにより,裁判が分かりやすくなったという説明でしたが,今も裁判員裁判ではない刑事裁判は分かりにくいものなのでしょうか。

裁判員裁判ではない刑事裁判の場合,被告人には弁護人がついており,検察官, 弁護人,裁判官の三者が法律家で,専門用語を用いた裁判を進めても同じ認識で 進行できるため,傍聴席から見て分かりにくいという意見があります。

私は、法律の専門家だけの法廷であれば、迅速化等の問題から、裁判員裁判と 区別して、専門用語を多用した裁判を進めてもいいのではないかと思うのですが、 その点はどうでしょうか。

裁判員裁判と他の刑事裁判は同じ刑事裁判なので同じように進めていくべきではないか、いやダブルスタンダードで行うべきではないかという議論があり、現

在過渡期の状態にあります。

今後,刑事裁判が,100%裁判員裁判になるという方向性はあるのでしょうか。

そういったことまではないと思います。見直そうとしているのは,法廷の外で 証拠を読んで,考えをまとめるということはやめようということです。現在は, 法廷の中で裁判官が証拠を読んで,考えをまとめていこうという動きがあります。

かつては,五月雨式といって,例えば数か月かけて3人の証人調べを行うなどしてきましたが,現在は裁判員裁判以外でも集中的に一日で3人の証人調べを行い,そこでしっかり事件の概要をとらえ,考えを出し,早い段階で判決するというような裁判が行われています。短期間で集中審理を行う点は進んできています。裁判員裁判を契機として,改善が進んできたと言えると思います。

裁判員裁判の影響が、それ以外の刑事裁判の部分にプラスに働いて、効率面で も改善につながっていることが分かりました。

裁判員裁判は,刑事事件のうちのどのくらいの割合なのですか。

全国の地裁の刑事事件のうち、数パーセントであり、ごくわずかです。

なお,争いがない事件の処理について,制度的に簡易な刑事裁判手続にするか どうかといった議論もあります。

一言でいうと、裁判員裁判の日本と欧米との違いはどういった点ですか。

アメリカだと, 陪審裁判で事実認定の判断は陪審員が行い, 刑は裁判官が決めます。 ヨーロッパではいろいろありますが, フランスが日本に近く, 事実認定も刑も陪審員が行います。

裁判員が質問しているようなところを見たことがないのですが,法廷内で,裁 判員から質問はよくなされるのでしょうか。

法廷で当事者が過不足ない証拠を出していれば、質問が必要ない裁判であり、 質問は生まれないと思っています。我々はアンパイアに徹することができます。 当事者主義の中、アンパイアは何が本当なのか探らない、肩入れしないという姿 勢が必要だと思います。

私がこれまで傍聴した法廷の休憩時間は,1回当たり2,30分で1日に3回 ありましたが何をしているのですか。いつもそのくらいの休憩時間なのですか。

休憩時間は,いつも1日で数回取るようにしています。基本的に証拠調べの前の休憩時間に,どういう視点で見てくださいと裁判官が説明しています。事実関係が争われている裁判の場合は,裁判所による補充尋問の前の休憩時間にも説明を行っています。

評議ではどのように議論していくのですか。

事実認定について、起訴状のとおり認められるか確認を行った上で、刑を決めるプロセスを説明していきます。どんな経緯で、どんな動機で、どんな行動をし、どんな結果だったかをどのように見るかを説明します。検察官側、弁護人側のどちらよりの見方をしますかといった意見を交換して、9人で見方を詰めていきます。見方を詰めていく中で、例えば男女関係のもつれで、自殺をしようとして放火をしたといったケースの過去の量刑はどうだったかということについて、量刑の資料を見てもらいます。重めの事件の量刑の事情や、軽めの事件の量刑の事情など、その刑の幅を見てもらいます。その上で、本件の刑はどういうことになるか議論していき、本人の反省、前科、今後の更生について議論していき、全員の見方を詰めていきます。

評議の方法は画一的に決まってはいません。裁判員裁判が始まってまだ4年なので,各裁判体によって異なります。小倉支部ではどうですか。

私は、小倉支部で裁判員裁判を担当していますが、だいたい今説明のあったとおりです。まず、どういう行為でどんな結果になったか、なぜそんなことをしたのか、という基本的な事項を各裁判員に聞いて押さえていきます。そして自分たちはどこを重視していくのかについて議論していきます。重視する点が絞り込まれてくると、手がかり的に量刑の資料を見て、前例踏襲ではなく、公正な観点から議論していきます。重すぎるとか軽すぎるとか執行猶予か実刑かについては、

重視する点をもとに絞り込んでいき,量刑は何年が適切かということを何回か決 を取り,絞り込んでいっています。

量刑を決める際に裁判官3人が考えをリードするということはあるのですか。 各裁判員6人の方に意見を述べていただいて,裁判官3人も意見を述べます。 基本的に進行役は裁判官であり,ファシリテーター的な存在です。

現在,被告人は裁判員裁判を選択できる仕組みなのでしょうか。今後はどうなりますか。

被告人は選択できません。裁判員裁判の対象事件であれば,起訴後,裁判員裁判になります。今後もこの方向性は変わらないと思います。

裁判員裁判になったことにより、刑の判断は重くなったのですか、軽くなったのですか。

刑の幅が広がったのではと言われています。重くなったのは性犯罪などで,卑劣な犯罪に対しては厳しい見方をしています。一方で,殺人事件のうち,介護の問題があるなど,被告人が苦しんで犯してしまった罪など酌むべき事情があると裁判員が判断した場合は,従前より軽めになるなど,以前より刑の幅があるように思います。

検察官や弁護人のプレゼンテーションの仕方によって,裁判員の判断が変わることがあると思いますが,そういった中で,議論がなされ,判決に至るという結論について,裁判官はどう思われますか。率直に感想を聞きたいです。

市民の判断による裁判員裁判なので,1人の評議員として意見は述べますが, 評議の結果に従い,受け入れています。

他庁であったと聞いたのですが,福岡では,裁判員が残虐な写真を見て気分が 悪くなったという事例は今まであったのですか。

そういった経験はありませんが,福岡では,早くから写真は白黒を使用するな どして残虐性を感じないように工夫をしてきています。

裁判員裁判は、どのくらいの期間行われているのですか。

調べる期間によって期間は異なります。2~5日間や2週間のときもあります。 裁判を分かりやすくするためのまとめ役は裁判所ということですか。検察官や 弁護人はそのためにどういうことを行っているのですか。

検察庁は、聞いて見て分かる裁判を目指しているため、裁判員裁判の終了時に取るアンケートの内容を参考にして次に生かすようにしています。プレゼンテーションの方法など工夫すべき点は、滑舌の問題など個々の検察官に差異があるため、リハーサルを行うなどして改善に努力しています。

弁護士会は、検察庁と裁判所と年に3回意見交換会を行っています。裁判所がまとめるということではありません。現在、弁護士会として、裁判所が求めている点などをようやく理解できてきたという状況です。例えば、弁護人のしゃべり方の問題というか、ピントがずれている言い方など反省すべき点があるため、主張の理由を分かりやすく言うなど工夫するようにしています。

法廷内で弁護士がどんな風な立ち位置で質問すべきかや,アイコンタクトをすべきか等の指導を受けるなど,ベテラン弁護士から若手弁護士に受け継ぐようにしています。そういった努力を弁護士会も行っています。分かりやすい裁判を行おうという意識は刑事の裁判にとどまらず,民事の裁判にも広がっています。

自分たちの義務として裁判員裁判を行っていくためには,学校教育が重要だと 思っています。そのようなアピールは,裁判所で行っているのですか。

裁判所では夏休みに親子見学会(模擬裁判)を行っており,裁判官の出前講座 も行っています。かつてと比較して,傍聴人の数も多く,傍聴後に説明を行うこ ともあります。福岡地裁本庁では年間6~7000人が傍聴しています。弁護士 会でも法教育を行っていると聞いています。

福岡地裁本庁の傍聴人のうち、年齢別の割合は分かりますか。

その統計は取っていません。

傍聴後,学校から感想文が裁判所に送られてきますが,それを拝見すると,ためになったとか,将来,裁判員裁判に参加したいという感想が多くあります。

裁判員選任手続についての、弁護人や検察官の関与等はどうですか。

弁護人や検察官は選任時に質問する場面で立ち会います。理由なし不選任請求 の権利が、弁護人及び検察官に各4人まで認められています。

無作為抽出での選任なので、同様の事件の被害者で心理的な負担があるという 申告があれば選任していません。市民の考えを反映しています。

裁判員裁判について,要望や意見はありませんか。

インターネット上で、裁判の傍聴の案内はしているのですか。

現在,インターネットでは案内はしていません。

(2) 次回委員会(第35回)の予定

日時

平成25年11月21日(木)午後3時30分から午後5時00分まで次回の議題について,3つの議題を裁判所に提案します。まず一つ目は「(六本松移転のための)愛される裁判所庁舎作りについて」です。六本松に移転させるということから,市民目線の意見を反映していただきたいです。次に,「裁判所の活性化」についてです。例えば退職者のボランティア活用や女性登用,モチベーションの維持などはどうかと思いました。最後に,「裁判の効率化・迅速化」です。他の組織で行われていることなどを取り入れられればと思いました。

他の方で,前回のときに委員から提案のあった1人ひとつのテーマを考えてこられた方はいますか。

いらっしゃらないようなので,委員からの議題の提案について,裁判所の考えをお話しします。

1つ目の庁舎新営の所管は高裁で、現時点でどういう建物が建つか全く分からない状況であるため、次回11月には時期的に早いと思います。それ以外の2つの議題ですが、昨年3月及び7月の委員会で、福岡地方裁判所の年度課題の中で裁判の迅速化・効率化や女性登用、モチベーションの維持について話し合い、退職者のボランティア活用は、過去、裁判所においては業務上難しいという話もあ

りました。

そこで、私から提案をさせていただきますが、本庁では、総務課に申し込む傍聴希望が年間6~7000人ほどいます。夏休みには親子見学会、5月の憲法週間(裁判所裁判の模擬裁判実施)、10月の法の日週間の取組を行っていますが、「裁判所における広報活動のあり方について」アイデア等をいただきたいと思っています。「裁判所における広報活動のあり方について」は裁判員裁判施行前に行った以降、しばらく行っていないため、次回行わせていただくことでよろしいでしょうか。

次回のテーマに異論はありません。愛される裁判所の庁舎作りについては,今後,できたら具体化が進んだ際に意見交換できる場を設けていただくようご検討いただければと思います。

庁舎に関する意見交換は,今後の具体化を含め検討させていただきます。その 他にご要望やご意見などはありませんか。

傍聴に年齢制限はあるのですか。

年齢制限はありません。小学生から大人まで傍聴しています。

総務課に申し込む傍聴希望が年間6~7000人もいるとは驚きました。取組 状況を聞いてみたいです。

裁判所における広報活動は大変興味があります。広報活動は,先ほどの法教育 関連も入ってくると思うので,その点も是非取り入れていただきたいです。

次回のテーマは,「裁判所における広報活動のあり方について」でよろしいで しょうか。それ以外のテーマがよいというご意見の方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようなので,委員の皆さんの了承を得たとし,次回のテーマは,「裁判所における広報活動のあり方について」で行います。

以上